

旧	新
<b>第13編 大規模火事等災害対策編</b>	<b>第13編 大規模火事等災害対策編</b>
<b>第1章 災害予防</b>	<b>第1章 災害予防</b>
第1節 大規模火事等災害対策の推進	第1節 大規模火事等災害対策の推進
<p>第2 都市の防災構造化の推進</p> <p>(2) 防災都市づくりの計画的推進</p> <p>□防災都市づくりを計画的に推進するため、都市防災に関する方針の都市計画への位置づけについて必要に応じて助言を行うとともに、避難地、避難路、延焼遮断帯など都市の骨格的な防災施設の整備に関する事項、防災上危険な密集市街地の整備に関する事項等を主な内容とする「防災都市づくり計画」の策定を促進するものとする。</p> <p>□「防災都市づくり計画」の策定プロセスにおいては、災害危険度の公表を始めとする行政情報の提供を促進するとともに、その実施に当たっては市民のまちづくり活動への参画、並びに関連事業の重層的实施等を積極的に支援するものとする。</p> <p>□「防災都市づくり計画」の策定、並びにそのための災害危険度判定等に当たっては、都市防災推進事業、都市計画基礎調査等の積極的活用を促進するとともに、これらの計画等については「市町村の都市計画マスタープラン」等にその内容を反映させることができる旨の周知等に努めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(4) 防災上重要な地域における建築物の不燃化</p> <p>□防火、準防火地域の計画的指定について必要に応じて助言を行うとともに、特に避難地、避難路、延焼遮断帯等都市の骨格となる防災施設周辺等都市防災上重要な地域においては、都市防災推進事業等により建築物の不燃化を促進するものとする。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(6) 市街地の防災性向上のための緑とオープンスペースの確保等</p> <p>□「緑の基本計画」に基づいた系統的かつ計画的な都市公園の整備、緑地保全地区の指定や積極的な緑地協定の締結、緑化重点地区総合整備事業による低・未利用地を活用した多様な緑地の整備等を推進することにより、延焼遮断、市街化の進展防止等、市街地の総合的な防災性向上に資する緑地の体系的な保全・整備を図るものとする。</p> <p>(7) 防災上危険な密集市街地の整備</p> <p>□密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律を踏まえ、防災機能の確保を図る都市計画制度の導入、建替えの促進、老朽木造建築物の除却、土地の権利の移転を円滑に行うことができる制度の活用、地域住民による市街地整備の取組みを支援する仕組みの活用や都市基盤整備公園のノウハウの活用等について必要に</p>	<p>第2 都市の防災構造化の推進</p> <p>(2) 防災都市づくりの計画的推進</p> <p>□防災都市づくりを計画的に推進するため、都市防災に関する方針の都市計画への位置づけについて必要に応じて助言を行うとともに、避難地、避難路、延焼遮断帯など都市の骨格的な防災施設の整備に関する事項、防災上危険な密集市街地の整備に関する事項等を主な内容とする「防災都市づくり計画」の策定を促進するものとする。</p> <p>□「防災都市づくり計画」の策定プロセスにおいては、災害危険度の公表を始めとする行政情報の提供を促進するとともに、その実施に当たっては市民のまちづくり活動への参画、並びに関連事業の重層的实施等を積極的に支援するものとする。</p> <p>□「防災都市づくり計画」の策定、並びにそのための災害危険度判定等に当たっては、都市防災総合推進事業、都市計画基礎調査等の積極的活用を促進するとともに、これらの計画等については「市町村の都市計画マスタープラン」等にその内容を反映させることができる旨の周知等に努めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(4) 防災上重要な地域における建築物の不燃化</p> <p>□防火、準防火地域の計画的指定について必要に応じて助言を行うとともに、特に避難地、避難路、延焼遮断帯等都市の骨格となる防災施設周辺等都市防災上重要な地域においては、都市防災総合推進事業等により建築物の不燃化を促進するものとする。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(6) 市街地の防災性向上のための緑とオープンスペースの確保等</p> <p>□「緑の基本計画」に基づいた系統的かつ計画的な都市公園の整備、<b>特別</b>緑地保全地区の指定や積極的な緑地協定の締結、緑化重点地区整備事業による低・未利用地を活用した多様な緑地の整備等を推進することにより、延焼遮断、市街化の進展防止等、市街地の総合的な防災性向上に資する緑地の体系的な保全・整備を図るものとする。</p> <p>(7) 防災上危険な密集市街地の整備</p> <p>□密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律を踏まえ、防災機能の確保を図る都市計画制度の導入、建替えの促進、老朽木造建築物の除却、土地の権利の移転を円滑に行うことができる制度の活用、地域住民による市街地整備の取組みを支援する仕組みの活用や<b>都市再生機構</b>のノウハウの活用等について必要に応じ</p>

<p>応じて助言を行うものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>て助言を行うものとする。</p> <p>(略)</p>
<p>第4 避難地・避難路の確保・整備</p> <p>□河川、海岸堤防の管理用道路、河川舟運の活用や、緊急用河川敷道路の整備、砂防事業、地すべり対策事業、海岸事業、下水道事業、港湾事業等により整備されるオープンスペースの活用を推進するものとする。</p> <p>□都市基幹公園等の広域避難地となる都市公園、近隣公園、地区公園等の一次避難地となる都市公園等については、幹線道路、河川、鉄道、港湾等の公共施設に十分に配慮しつつ、その機能に応じた適切な避難圏域を設定し、体系的かつ計画的な配置・整備を推進するとともに、関係機関との十分な連携を図り、地域防災計画への位置づけを推進するものとする。</p>	<p>第4 避難地・避難路の確保・整備</p> <p>□河川、海岸堤防の管理用道路、河川舟運の活用や、緊急用河川敷道路の整備、砂防事業、地すべり対策事業、海岸事業、下水道事業、港湾事業等により整備されるオープンスペースの活用を推進するものとする。</p> <p>□都市基幹公園等の広域避難地となる都市公園、近隣公園・地区公園等の一次避難地となる都市公園等については、幹線道路、河川、鉄道、港湾等の公共施設に十分に配慮しつつ、その機能に応じた適切な避難圏域を設定するとともに、<u>住民以外の被災者の支援についても考慮した上で</u>、体系的かつ計画的な配置・整備を推進するとともに、関係機関との十分な連携を図り、地域防災計画への位置づけを推進するものとする。</p>
<p>(略)</p> <p>第5 防災拠点の確保・整備</p> <p>□道路、公園等の都市基盤施設の整備とともに、医療、福祉、行政、避難、備蓄等の機能を有する公共・公益施設の集中整備を推進し、相互の連携により、地域の防災活動拠点となる安全な市街地の整備を防災街区整備事業、土地区画整理事業等により推進するものとする。</p> <p>□災害発生時に避難場所あるいは災害応急対策活動の拠点として物資輸送の基地やヘリポート等として活用できる河川防災ステーション、緊急用船着場、海岸・港湾の防災拠点、自動車駐車場、交通広場等の整備を推進するものとする。</p> <p>□災害発生時の復旧・復興本部、救援・救助部隊、電気・水道・ガス等のライフラインの復旧部隊等の支援拠点や、復旧のための資機材・生活物資の中継基地等、広域防災拠点としての機能を有する都市公園等の整備を推進するものとする。</p> <p>□広域避難地、一次避難地、避難路、延焼遮断緑地帯、広域防災拠点となる都市公園等については、防災公園としての機能強化を図るため、トイレ、井戸、池等災害発生時に有効に機能する施設の整備を推進するとともに、備蓄倉庫、耐震性貯水槽、ヘリポート等の災害応急対策施設、体育館等の避難収容施設の整備を推進するものとする。なお、これらの施設の設置に際しては、配置、内容、管理方法等について関係機関と十分な連携を図るものとする。</p>	<p>(略)</p> <p>第5 防災拠点の確保・整備</p> <p>□道路、公園等の都市基盤施設の整備とともに、医療、福祉、行政、避難、備蓄等の機能を有する公共・公益施設の集中整備を推進し、相互の連携により、地域の防災活動拠点となる安全な市街地の整備を防災街区整備事業、土地区画整理事業等により推進するものとする。</p> <p>□災害発生時に避難場所あるいは災害応急対策活動の拠点として物資輸送の基地やヘリポート等として活用できる河川防災ステーション、緊急用船着場、海岸・港湾の防災拠点、自動車駐車場、交通広場等の整備を推進するものとする。</p> <p>□災害発生時の復旧・復興本部、救援・救助部隊、電気・水道・ガス等のライフラインの復旧部隊等の支援拠点や、復旧のための資機材・生活物資の中継基地等、広域防災拠点・<u>地域防災拠点</u>としての機能を有する都市公園等の整備を推進するものとする。</p> <p>□広域避難地、一次避難地、避難路、延焼遮断緑地帯、広域防災拠点、<u>地域防災拠点</u>となる都市公園等については、防災公園としての機能強化を図るため、トイレ、井戸、池等災害発生時に有効に機能する施設の整備を推進するとともに、備蓄倉庫、耐震性貯水槽、ヘリポート等の災害応急対策施設、体育館等の避難収容施設の整備、<u>耐震化</u>を推進するものとする。なお、これらの施設の設置に際しては、配置、内容、管理方法等について関係機関と十分な連携を図るものとする。</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>第2節 危機管理体制の整備</p> <p>第1 情報の収集・連絡体制の整備</p>	<p>第2節 危機管理体制の整備</p> <p>第1 情報の収集・連絡体制の整備</p>
<p>(略)</p> <p>□災害による停電等に対応するため、<u>専用マイクロ回線</u>施設には非常用発電設備を設置するとともに、重要拠点は7日間、他の施設については原則として3日間運転できるよう、燃料の確保、補給、運搬体制の整備を行うものとする。</p>	<p>(略)</p> <p>□災害による停電等に対応するため、<u>専用通信</u>施設には非常用発電設備を設置するとともに、重要拠点は7日間、他の施設については原則として3日間運転できるよう、燃料の確保、補給、運搬体制の整備を行うものとする。</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>第2 通信手段等の整備</p> <p>□災害情報の収集・連絡、提供に資する観測・監視機器、通信施設、情報提供装置</p>	<p>第2 通信手段等の整備</p> <p>□災害情報の収集・連絡、提供に資する観測・監視機器、通信施設、情報提供装置</p>

第13編 大規模火事等災害対策編

等の整備を推進するため、次の施策を実施するとともに、運用に関する規定等の整備や定期的な点検の実施等により、災害時において円滑かつ有効に活用できる体制を確立しておくものとする。また、各情報通信施設についての停電対策を講じておくものとする。

・夜間、休日、出勤途上においても、的確に対応できる体制を整備するため、省内関係者への移動通信機器の貸与等の措置を講じる。

・災害に関する各種の情報を迅速に収集・把握し的確な対応を行うため、専用マイクロ回線の複数ルート化・デジタル化、移動無線電話システムの通信エリアの拡大、衛星通信システムの整備、ヘリコプター画像伝送システムの整備等総合防災情報ネットワークの整備を図るものとする。

・災害による通信回線の途絶や災害現地との通信回線の設営等に対応するため、移動無線電話装置、衛星通信車、移動多重無線装置等の通信機材の整備を計画的に推進するものとする。

・地方整備局等は、災害現地における機動的な情報収集活動を行うため、災害対策用ヘリコプター、パトロールカー、災害対策車等の情報収集・連絡用の機材等について必要な整備を推進するものとする。特に、災害対策用ヘリコプターについては、ヘリコプター活用に関するマニュアルを整備の上、災害発生時に迅速な活用を図るものとする。また、災害対策用ヘリコプター、災害対策車等により収集した災害現地の画像を迅速かつ的確に非常本部等に伝送するシステムの整備を図るものとする。

・災害現地の情報収集を行うため、気象観測装置、監視用テレビカメラ、非常通報装置等の機器、デジタルカメラを利用した写真電送システムを計画的に整備するものとする。

・関係機関と連携を図り、一般被害情報、公共施設被災情報等、総合的な防災情報を収集、共有するシステムの整備を図るものとする。

・道路利用者への適切な情報提供を行うため、道路情報板、路側通信等の道路情報提供装置の整備を図るものとする。

・河川、海岸、道路、下水道、港湾の公共施設管理の高度化、効率化のため、公共施設管理用の光ファイバ網等情報通信基盤の整備を推進するものとする。

また、GISについても開発・整備を推進し、公共施設の被害情報の把握及び提供が迅速かつ的確に行えるようにするものとする。なお、この光ファイバ等を災害発生時の緊急連絡用として地方公共団体が利用できるようにするものとする。

・NTT等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するため、その確保に努めるとともに、その設置場所を周知しておくものとする。

・非常本部等による円滑な防災活動を行うため、防災情報を迅速かつ的確に収集・分析・提示できる情報システム等を備えた国土交通省防災センターの整備を推進するものとする。

(略)

第4節 防災教育等の実施  
第2 防災知識の普及

等の整備を推進するため、次の施策を実施するとともに、運用に関する規定等の整備や定期的な点検の実施等により、災害時において円滑かつ有効に活用できる体制を確立しておくものとする。また、各情報通信施設についての停電対策を講じておくものとする。

・夜間、休日、出勤途上においても、的確に対応できる体制を整備するため、省内関係者への移動通信機器の貸与等の措置を講じる。

・災害に関する各種の情報を迅速に収集・把握し的確な対応を行うため、専用通信施設、移動無線電話システム、衛星通信システム及びヘリコプター画像伝送システムの整備等総合防災情報ネットワークの整備を図るものとする。

・災害による通信回線の途絶や災害現地との通信回線の設営等に対応するため、移動無線電話装置、衛星通信車等の通信機材の整備を計画的に推進するものとする。

・地方整備局等は、災害現地における機動的な情報収集活動を行うため、災害対策用ヘリコプター、パトロールカー、災害対策車等の情報収集・連絡用の機材等について必要な整備を推進するものとする。特に、災害対策用ヘリコプターについては、ヘリコプター活用に関するマニュアルを整備の上、災害発生時に迅速な活用を図るものとする。また、災害対策用ヘリコプター、災害対策車等により収集した災害現地の画像を迅速かつ的確に非常本部等に伝送するシステムの整備を図るものとする。

・災害現地の情報収集を行うため、気象観測装置、監視用テレビカメラ等を利用した映像伝送システム、非常通報装置等の機器、を計画的に整備するものとする。

・関係機関と連携を図り、一般被害情報、公共施設被災情報等、総合的な防災情報を収集、共有するシステムの整備を図るものとする。

・道路利用者への適切な情報提供を行うため、道路情報板、路側通信等の道路情報提供装置の整備を図るものとする。

・河川、海岸、道路、下水道、港湾の公共施設管理の高度化、効率化のため、公共施設管理用の光ファイバ網等情報通信基盤の整備を推進するものとする。

また、GISについても開発・整備を推進し、公共施設の被害情報の把握及び提供が迅速かつ的確に行えるようにするものとする。なお、この光ファイバ等を災害発生時の緊急連絡用として地方公共団体が利用できるようにするものとする。

・NTT等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するため、その確保に努めるとともに、その設置場所を周知しておくものとする。

・防災情報を迅速かつ的確に収集・分析・提示できる情報システム等について、バックアップを検討する。

(略)

第4節 防災教育等の実施  
第2 防災知識の普及

<p>(略)</p> <p>□防災知識の普及を図る際には、高齢者、障害者、外国人、<b>児童</b>等災害時要援護者に十分配慮するよう努めるものとする。</p>	<p>(略)</p> <p>□防災知識の普及を図る際には、高齢者、障害者、外国人、<b>乳幼児、妊産婦</b>等災害時要援護者に十分配慮するよう努めるとともに、<b>被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。</b></p>
<p>(略)</p> <p><b>第2章 災害応急対策</b>          第1節 災害発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保          第1 災害情報の収集・連絡          (1) 被害情報等の把握、連絡</p>	<p>(略)</p> <p><b>第2章 災害応急対策</b>          第1節 災害発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保          第1 災害情報の収集・連絡          (1) 被害情報等の把握、連絡</p>
<p>(略)</p> <p>□非常本部等は、所管施設の被害に関する第1次情報等で、緊急に報告を要するものについては、直ちに国土交通大臣をはじめとする幹部に伝達するとともに、総理官邸にも連絡するものとする。          □非常本部等は、本省内各局より報告を受けた被害情報等を必要に応じ、総理官邸、関係省庁に連絡するものとする。また、災対法に基づく非常災害対策本部(以下この編において「政府本部」という。)の設置後は、政府本部に連絡するものとする。</p>	<p>(略)</p> <p>□非常本部等は、所管施設の被害に関する第1次情報等で、緊急に報告を要するものについては、直ちに国土交通大臣をはじめとする幹部に伝達するとともに、総理<b>大臣</b>官邸にも連絡するものとする。          □非常本部等は、本省内各局より報告を受けた被害情報等を必要に応じ、総理<b>大臣</b>官邸、関係省庁に連絡するものとする。また、災対法に基づく非常災害対策本部(以下この編において「政府本部」という。)の設置後は、政府本部に連絡するものとする。</p>
<p>(略)</p> <p>(2) 災害対策用ヘリコプター等による情報収集          ・地方整備局等は、災害対策用ヘリコプター、衛星通信車、<b>Ku-SAT</b>等を活用して、被災地の一般的な被害状況及び救助・救援活動に必要な避難路、幹線道路等をはじめとした所管施設の被害状況を迅速に把握するものとする。</p>	<p>(略)</p> <p>(2) 災害対策用ヘリコプター等による情報収集          ・地方整備局等は、災害対策用ヘリコプター、衛星通信車、<b>Ku-SAT、CCTV</b>等を活用して、被災地の一般的な被害状況及び救助・救援活動に必要な避難路、幹線道路等をはじめとした所管施設の被害状況を迅速に把握するものとする。</p>
<p>(略)</p> <p><b>第2 通信手段の確保</b>          □災害発生直後直ちに、災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。このため、必要に応じ、次の措置を講ずるものとする。          ・直ちに<b>専用マイクロ回線</b>等情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を行うものとする。また、<b>専用マイクロ回線</b>等情報通信施設の点検は、電気通信施設の点検に関する<b>マニュアル</b>によるものとする。</p>	<p>(略)</p> <p><b>第2 通信手段の確保</b>          □災害発生直後直ちに、災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。このため、必要に応じ、次の措置を講ずるものとする。          ・直ちに<b>専用通信施設</b>等情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を行うものとする。また、<b>専用通信施設</b>等情報通信施設の点検は、電気通信施設の点検に関する<b>基準</b>によるものとする。</p>
<p>(略)</p> <p><b>第10節 二次災害の防止対策</b>          □二次災害による被害の拡大を防ぐための十分な応急対策を実施するために、災害発生時における十分な施設の点検・現地調査を行い、被災状況等を十分に把握するものとする。また、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者を指導・助言して、二次災害発生の危険性のある箇所を把握・監視、危険が切迫した場合の関係者への通報、被災のおそれのある施設等の除去等の措置を講じる。          □山林の焼失等による二次的な土砂災害の危険性が高まっている箇所について、必要に応じ砂防ボランティアや斜面判定士の協力を得る等して、二次的な土砂災害の危険性に関して調査点検を実施するとともに、その結果に基づき計画的に土砂災害</p>	<p>(略)</p> <p><b>第10節 二次災害の防止対策</b>          □二次災害による被害の拡大を防ぐための十分な応急対策を実施するために、災害発生時における十分な施設の点検・現地調査を行い、被災状況等を十分に把握するものとする。また、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者を指導・助言して、二次災害発生の危険性のある箇所を把握・監視、危険が切迫した場合の関係者への通報、被災のおそれのある施設等の除去等の措置を講じる。          □山林の焼失等による二次的な土砂災害の危険性が高まっている箇所について、必要に応じ砂防ボランティア、<b>地すべり防止工事士</b>や斜面判定士の協力を得る等して、二次的な土砂災害の危険性に関して調査点検を実施するとともに、その結果に基づ</p>

第13編 大規模火事等災害対策編

<p>防止対策を行うものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>き計画的に土砂災害防止対策を行うものとする。</p> <p>(略)</p>
<p>第12節 地方公共団体等への支援</p> <p>□地方公共団体等が所掌する事務に関して大規模な災害が発生した場合、または発生 の恐れがある場合は、以下の事項について支援を行うものとする。</p> <p>第1 情報収集、資機材の提供等</p> <p>□地方整備局等は、必要に応じて災害対策用ヘリコプター、衛星通信車等の活用によ り迅速な状況把握を行うとともに、当該地方公共団体等への災害情報の提供等、緊 密な情報連絡を行うものとする。</p> <p>□災害対応を円滑に行うため必要がある場合には、地方公共団体等の要請に応じ、 応急復旧用資機材や災害対策用機械の提供を行うものとする。</p>	<p>第12節 地方公共団体等への支援</p> <p>□地方公共団体等が所掌する事務に関して大規模な災害が発生した場合、または発生 の恐れがある場合は、以下の事項について支援を行うものとする。</p> <p>第1 情報収集、資機材の提供等</p> <p>□地方整備局等は、必要に応じて災害対策用ヘリコプター、衛星通信車等の活用によ り迅速な状況把握を行うとともに、当該地方公共団体等への災害情報の提供等、緊 密な情報連絡を行うものとする。</p> <p>□災害対応を円滑に行うため必要がある場合には、<b>原則として</b>地方公共団体等の要 請に応じ、応急復旧用資機材や災害対策用機械の提供を行うものとする。</p>
<p>(略)</p> <p>第3 応急仮設住宅の建築支援等</p> <p>□応急仮設住宅の建設に必要な資機材の調達について、被災都道府県より政府本部 を通じて、又は直接要請があった場合には、速やかにとるべき措置を決定し、政府 本部及び被災都道府県に通報するとともに、関係業界団体等に対し、必要な資機材 の供給要請等を行うものとする。</p> <p>□<b>都市基盤整備公団</b>保有地、都市公園内の広場等について、必要に応じ、被災後の 一定期間、応急仮設住宅用地としての提供について助言を行うものとする。</p> <p>第4 飲料水の確保、支援等</p> <p>□給水車の調達について、被災地方公共団体より要請があった場合は、必要に応じ 地方整備局等、関係<b>公団</b>の所有する機材を供給するとともに、関係業界団体等に対 し、供給要請を行うものとする。</p>	<p>(略)</p> <p>第3 応急仮設住宅の建築支援等</p> <p>□応急仮設住宅の建設に必要な資機材の調達について、被災都道府県より政府本部 を通じて、又は直接要請があった場合には、速やかにとるべき措置を決定し、政府 本部及び被災都道府県に通報するとともに、関係業界団体等に対し、必要な資機材 の供給要請等を行うものとする。</p> <p>□<b>都市再生機構</b>保有地、都市公園内の広場等について、必要に応じ、被災後の一定 期間、応急仮設住宅用地としての提供について助言を行うものとする。</p> <p>第4 飲料水の確保、支援等</p> <p>□給水車の調達について、被災地方公共団体より要請があった場合は、必要に応じ 地方整備局等、関係<b>公共機関</b>の所有する機材を供給するとともに、関係業界団体等 に対し、供給要請を行うものとする。</p>
<p>(略)</p> <p>第13節 被災者・被災事業者に対する措置</p> <p>第2 被災地の住民、事業者に対する特例措置の提供</p> <p>□被災地の状況に鑑み、必要に応じ、車検の有効期間の延長、近隣の陸運支局での 車検の実施、<b>海技従事者</b>国家試験の受験地の変更等被災地の住民に対し、交通行政 サービスに係わる特例措置を提供するよう努める。また、被災地以外の地域での営 業活動を認めるなど被災地の事業者に対し、免許制度等に係わる法令の弾力的運用 を行うよう努める。</p>	<p>(略)</p> <p>第13節 被災者・被災事業者に対する措置</p> <p>第2 被災地の住民、事業者に対する特例措置の提供</p> <p>□被災地の状況に鑑み、必要に応じ、車検の有効期間の延長、近隣の陸運支局での 車検の実施、<b>海技士</b>国家試験の受験地の変更等被災地の住民に対し、交通行政サー ビスに係わる特例措置を提供するよう努める。また、被災地以外の地域での営業活 動を認めるなど被災地の事業者に対し、免許制度等に係わる法令の弾力的運用を行 うよう努める。</p>
<p>(略)</p> <p>第14節 災害発生時における広報</p> <p>□一般住民や被災者の家族等のニーズを十分把握し、被害の状況、応急対策状況、 二次災害の危険性、公共交通機関の運行(航)状況、交通規制・迂回路等の道路状 況等、住民や被災者等に役立つ<b>正確かつきめ細やかな</b>情報をマス・メディア、イン ターネット等を通じて適切に提供するものとする。また、被災者等から、これらの 情報について問合せがあった場合に的確な対応ができるような体制を整備する。</p>	<p>(略)</p> <p>第14節 災害発生時における広報</p> <p>□一般住民や被災者の家族等のニーズを十分把握し、被害の状況、応急対策状況、 二次災害の危険性、公共交通機関の運行(航)状況、交通規制・迂回路等の道路状 況等、住民や被災者等に役立つ情報をマス・メディア、インターネット等を通じて <b>迅速・適切</b>に提供するものとする。また、被災者等から、これらの情報について問 合せがあった場合に的確な対応ができるような体制を整備する。</p>

